

はい いいえ

令和7年1月1日に小田原市に住民登録がある、または令和7年度個人住民税を小田原市で 賦課されている



令和7年1月1日時点の住民登録地、または個人 住民税を賦課されている自治体にお問合せく ださい



令和6年1月1日に小田原市に住民登録がある、または令和6年度個人住民税を小田原市で 賦課されている



不足額給付 I の支給対象となる可能性があります。その場合はご自分での申請が必要となります。ホームページで要件をご確認ください

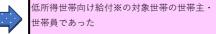


令和6年度住民税の所得割額(定額減税前)が 0円ではない。

令和6年分所得税額(定額減税前)が0円では ない。



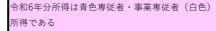
不足額給付 | の対象者となる可能性があります。ホームページで要件をご確認ください





対象外です

※低所得者世帯向け給付金とは、令和5年度非課税世帯への給付金(7万円)、令和5年度均等割のみ課税世帯への給付金(10万円)、令和6年度新たな非課税世帯・新たな均等割のみ課税世帯への給付金(10万円)です。





不足額給付 II の対象者となる可能性があります。 ホームページで要件をご確認ください

令和6年分の合計所得金額が48万円超である。





不足額給付 II の対象者となる可能性があります。ホームページで要件をご確認ください

対象外です